平成２３年（フ）第６０号
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里1563番地１
村営住宅田嘉里第２団地１－５号
債務者　金澤華南子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第６１号
沖縄県名護市字我部祖河355番地
債務者　謝花　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第６３号
沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣1540番地１オアシス豊101号
債務者　山口喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第６４号
沖縄県名護市字為又492番地87
債務者　仲地　清幸
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第６５号
沖縄県名護市東江４丁目７番27―311号　アルコバレーノディモーラ
債務者　仲地　　香
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１８６号
北海道苫小牧市北栄町４丁目２番地の10
債務者　新田亜佐子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９８０号
宮城県亘理郡亘理町字北新町19番地３　アネックス203
債務者　塚部　弘之
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
秋田県潟上市天王字北野302番地73
債務者　原田　美和
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
秋田市川尻上野町１番５－２号
債務者　眞坂久仁子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８１号
秋田県潟上市天王字一向43番地42
債務者　藤井　裕樹
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８４号
秋田市広面碇15番地
債務者　川邉　希明
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９２号
秋田市牛島東６丁目１番10号
債務者　木村カネ子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地51
債務者　佐藤　　巖
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６０号
秋田県大仙市大曲丸の内町11番12号
債務者　荘司　和広
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１０２号
茨城県潮来市日の出２丁目18番地３　市営住宅第１―16
債務者　高柳　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３０３号
茨城県坂東市辺田1211番地16
債務者　中山　茂男
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０６号
茨城県筑西市吉田897番地３
債務者　下条きぬ江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０８５号
千葉市中央区旭町18番８号　アンビション旭Ａ―202号
債務者　林　　典子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係